

福井市市民協働除排雪補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、自治会の除排雪作業への支援を行うことにより、市民の安全と生活道路の確保に資するため、市が交付する福井市市民協働除排雪補助金（以下「補助金」という。）について、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 福井市行政嘱託員設置規則（昭和50年福井市規則第1号）第1条に規定する市長が認める区域において構成する団体又はこれに準ずるものをいう。
- (2) 警戒体制時 福井市道路除雪計画に基づく警戒体制がとられた時をいう。
- (3) 市道等 福井市道路除雪計画に基づく除雪計画路線をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業は、警戒体制時に市長が指定した市道等において、自治会が行う除排雪事業とする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 除排雪機械の損料
- (2) 除排雪機械の燃料費

（補助対象期間）

第5条 補助金の対象となる期間は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 警戒体制時で、かつ、市長が指定する期間
- (2) その他市長が必要と認める期間

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において補助対象経費の10分の10以内とし、別表に定める除排雪機械の使用に応じて算出される額を限度とする。ただし、一の期間につき一自治会当たり5万円を上限とする。

（補助金の交付申請兼請求）

第7条 補助金の交付の申請及び請求をしようとする者は、除排雪作業実施後、速やかに福井市市民協働除排雪補助金の交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 除排雪実施報告書（様式第2号）

- (2) 除排雪区域図
- (3) 使用機械の規格が分かる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、福井市市民協働除排雪補助金の額の確定通知書（様式第3号）により、当該補助金の交付の申請及び請求をした者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第9条 市長は、前条の規定により通知したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その一部又は全部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業の趣旨に反したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めたとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年11月30日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和10年11月30日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第6条関係）

機械名称	規格	単価 [円／時]
ダンプトラック	2 t	1, 600
ダンプトラック	4 t	2, 500
軽トラック	—	800
ホイールローダ	0. 4 m ³	2, 100
ホイールローダ	0. 6 m ³	2, 400
ホイールローダ	1. 0 m ³	3, 600
ホイールローダ	1. 3 m ³	4, 200
トラクター	—	1, 100
歩道用小型除雪機	—	500

備考 この表の適用にあたって、規格については、直近下位のものを適用する。